

## 令和元年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日で満了する公の施設及び新たに指定管理者制度を導入する予定の施設のうち55施設につきまして、次のとおり令和元年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。

この方針に従い、必要な手続を進め、令和元年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

なお、令和2年2月6日の更新で月ヶ瀬梅の資料館、ロマンビア月ヶ瀬、月ヶ瀬農畜産物処理加工施設及び湖畔の里つきがせを追加しました。

### 1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（12施設）

施設の名称	現在の状況	今後の方針		指定の期間 (予定)	所管課
		現在の指定管理者			
鴻ノ池陸上競技場等3施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	長谷川体育施設・キタイ設計グループ	公募による指定管理者の指定の手続を実施 ※11施設の一体管理	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
南部生涯スポーツセンター等6施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	ミズノ・奈良市総合財団グループ			
中央体育館等2施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団			
奈良町にぎわいの家	指定管理者制度	奈良町にぎわいの家管理 共同体	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	観光経済部 奈良町にぎわい課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（43施設）

■ 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名 称	現在の 状況	現在の指定管理者		申請を求 める 団体の名称	左の団体に申請を求 める理由	指定の期 間 (予定)	所管課
入江泰吉記念奈良市写真美術館	指定管理者 制度	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	当該団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っているが、開館時より業務に携わっている入江泰吉記念写真美術財団の財団 資産及び職員を受け継いでおり、当該施設で実施する事業の遂行にあたっては、職員が有する専門性の高い知識及び経験が必要である ことから、当該団体に管理運営を行わせることが施設の設置目的達成に最も効果的である。	令和2年4月1日 ~令和6年3月31日 (4年間)	市民部 文化振興課
杉岡華邨書道美術館	指定管理者 制度	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	当該団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っているが、開館時より業務に携わっている杉岡華邨書道美術財団の財団資産 及び職員を受け継いでおり、当該施設で実施する事業の遂行にあたっては、職員が有する専門性の高い知識及び経験が必要であること から、当該団体に管理運営を行わせることが施設の設置目的達成に最も効果的である。	令和2年4月1日 ~令和7年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
中央武道場等4施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者 制度	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	一般財団法人奈良市総合 財団	当該団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っているが、武道を振興し伝統を継承していくためには、現在の職員の有する専門 能力や知識及び施設整備に関する技術が豊富であり、評価できることから継続して管理運営を行わせることが妥当である。	令和2年4月1日 ~令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
月ヶ瀬梅の資料館	指定管理者 制度	公益財団法人月ヶ瀬梅溪 保勝会		月ヶ瀬地域振興協議会	当該団体は、月ヶ瀬地域における将来のまちづくりや地域の振興を目的に各種団体等の代表者で発足した団体であり、地域の活動団体 と密接に関係しているため、施設の設置目的の達成及び当該4施設の一体管理を円滑に進め、包括的な施設運営を行うことができる。	令和2年4月1日 ~令和5年3月31日 (3年間)	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
ロマンビア月ヶ瀬	指定管理者 制度	ロマンビア月ヶ瀬管理運 営組合					
月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	指定管理者 制度	奈良市月ヶ瀬ふるさと振 興会					
湖畔の里つきがせ	指定管理者 制度	湖畔の里つきがせ組合					
児童館4館 ※施設詳細は別紙参照	直営			公益財団法人奈良市生涯 学習財団	奈良市の児童館は設置された経緯などから、地域と深い関係性や地域に寄り添ったきめ細やかな事業が必要である。当該団体は本市の 社会教育事業の指定管理者となっており指定管理者制度に精通している。また、学習支援の専門的知識、経験を有し、市内多数ある公民 館で地域に寄り添った事業を行うなどの確かな運営管理を行っている。以上のことから当該団体は市内の地域の特性を把握し、市及び地域 が求める児童館運営を適切に行うことができる。	令和2年4月1日 ~令和5年3月31日 (3年間)	子ども未来部 子ども育成課

■ 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名 称	現在の 状況	現在の指定管理者		申請を求 める 団体の名称	左の団体に申請を求 める理由	指定の期 間 (予定)	所管課
佐保地域ふれあい会館 (若草公民館佐保分館から移行)	※若草公民館佐保分館の現在の状況 指定管理者 制度	若草公民館佐保分館運営 委員会	佐保地域自治協議会	佐保地域自治協議会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけるとき、地縁団体として地区内の実情に通じた地区自治連合会による運 営管理が、地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和2年4月1日 ~令和6年3月31日 (4年間)	市民部 地域づくり推進課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者 制度	八条第二自治会	八条第二自治会	八条第二自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施 設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながる。また、緊急時 等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため当該団体に申請を求めるのが妥当である。	令和2年4月1日 ~令和7年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
北人権文化センター	直営			東之阪町自治会	人権文化センターは、施設の設置目的、経緯などから地域と深い関係にあり、地域福祉活動の推進や住民交流の促進などの事業に必要 である。当該団体は、当該地域の住民で組織された、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているた め、効率的で設置目的に沿った管理運営ができ、また住民の自主性に基づいた運営も期待され、住民主体による地域づくりを進めること ができる。	令和2年4月1日 ~令和7年3月31日 (5年間)	市民部 人権政策課



伏見公民館あやめ池分館	指定管理者制度	あやめ池地区自治連合会	あやめ池地区自治連合会	当該団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
平城公民館歌姫分館	指定管理者制度	歌姫町自治会	歌姫町自治会	当該団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
飛鳥公民館白毫寺分館	指定管理者制度	白毫寺町連合自治会	白毫寺町連合自治会	当該団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
都跡公民館佐紀分館	指定管理者制度	佐紀中町自治会	佐紀中町自治会	当該団体は、当該地域の住民で組織され、地域社会の発展と住民福祉の増進を図る団体であり、地域の実情に精通しているため、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができ、また地域コミュニティの拠点施設として地域の振興や活性化を図ることができる。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課

■ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑨参照】

施設の名称	現在の状況	申請を求める団体の名称		左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者				
名勝大乗院庭園文化館	指定管理者制度	株式会社奈良ホテル	株式会社奈良ホテル	当該団体は、隣接する名勝旧大乗院庭園の管理を行っており、平成22年度からは当該施設の指定管理運営も担っている。当該施設で実施する事業については、庭園を利活用し一体的に実施する必要があることから、当該団体に管理運営を行わせることが当該施設の設置目的の達成に最も効果的である。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
奈良町南観光駐車場	指定管理者制度	有限会社くらの木	有限会社くらの木	当該団体は、隣接する奈良町南観光案内所及びにぎわい創出施設の運営を行っており、当該団体にこれらの施設の管理運営を一体的に行わせることが当該施設の設置目的の達成に最も効果的である。	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日 (5年間)	観光経済部 奈良町にぎわい課